

会計	10	一般会計
款	12	公債費
項	1	公債費
目	2	利子

所管課	財政課
事業名	長期借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	211,655	201,324		198,009			198,009	▲ 13,646
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	20,397	15,570		17,626		17,626	▲ 2,771
	一般財源	191,258	185,754		180,383		180,383	▲ 10,875

事業概要	市債とは、投資的事業(代表例は学校建設や道路築造等)などを行う際に、単年度では財源確保が難しいことや住民負担を世代間で公平化(施設を利用する全世代で負担)するために借り入れる市の長期借入金のこと、これまでに借り入れた市債の利子を償還(返済)する。	今年度見直し事項	
事業目的	過去に借り入れた市債の利子を償還する。		
現状と背景	過去の投資事業に係る償還のピークを超えつつあることや補償金免除による繰上償還が終了したことで、市債の元利償還額は今後減少していくが、大きく減少していくのは平成25年度からとなる見込である。	その他	

会計	10	一般会計
款	12	公債費
項	1	公債費
目	2	利子

所管課	財政課
事業名	一時借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	5,000	5,000		3,000			3,000	▲ 2,000
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	5,000	5,000		3,000			3,000

事業概要	一時借入金とは、支払資金が一時的に不足した場合に借り入れる運転資金のことで、この借入金の借入と償還は、長期借入金と異なり単年度を条件に予算に計上せずに行えるが、借入によって生じる利子については純粋な支出であり予算計上して支払うこととなる。	今年度見直し事項	
事業目的	運転資金である一時借入金の一定期間の借入によって生じた利子を支払う。		
現状と背景		その他	